

★生活保護利用までの流れ

1 相談

お困りごとをお聞きしたうえで、生活保護の仕組みや他の法制度についてご説明し、問題の解決策と一緒に考えます。相談では世帯収入等の生活状況をお聞きします。（お聞きした情報は固く守ります。）

2 申請

相談の結果、保護の申請を希望される場合、保護申請書の提出をお願いします。（入院中等で申請行為が行えない場合で急迫した状況と判断された場合には職権で保護を開始することもあります。）保護の決定のために必要な資料（収入・資産申告、通帳の写し、給与明細等）についても提出をお願いします。（資料は世帯によって違いますので相談の際に個別に説明します。）すべての書類の提出がなくても申請はできます。

3 調査 判定

保護申請書を受理すると担当のケースワーカーが調査を開始します。生活状況や収入、資産状況等の調査の結果で世帯の収入と最低生活費を判定します。

4 決定

判定の結果、世帯の収入（預貯金等を含む）と国が定める保護基準により算定した最低生活費とを比較して、保護を要するか否か決定します。保護の決定（判定結果）は、申請があった日から原則14日以内（特別な理由がある場合は30日以内）に通知します。

★最低生活費とは？

健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要なお金のことです。

（日常にかかる生活費と家賃のことです。）

国が定めた最低生活費（生活費、家賃）	
世帯収入	生活保護費

給料、年金、手当など

最低生活費を世帯収入で

まかなえない場合に

生活保護費が支給されます

※医療費や介護費は原則自己負担が無くなります。

★資産の活用について

預貯金・生命保険・自動車・土地・家屋・高価な貴金属・有価証券

等は利用し得る資産として生活のために活用してください。

ただし、一定の条件のもと、個別の事情により保有が認められる

場合もあるので相談してください。

★生活保護の申請にあたって

●生活保護申請は国民の権利です。いつでもできます。ためらわずにご相談ください。

●住むところのない人も申請できます。

●生活保護を申請すると、扶養義務のある親族に、支援できるかの照会を行います。この支援には、金銭的な支援だけでなく、精神的な支援も含まれます。ただし、特別な事情がある場合は照会を見合わせることもありますので、担当員にご相談ください。

●暴力団員は生活保護を受けることはできません。収入や資産、就労などの生活実態がつかめず、保護要件を満たすと判断されないため受けられません。

●ご相談にはご本人またはご家族がお越しください。やむを得ず来られない場合は、親類の方などご事情のよくわかる方がお越しください。

●初回ご相談時は、予約の必要はありません。区役所の開庁時間にお越しください。（年末年始を除く平日、午前8時30分から午後5時）

※ご相談にはお時間がかかることもありますので、時間に余裕をもってお越しください。

ご相談は

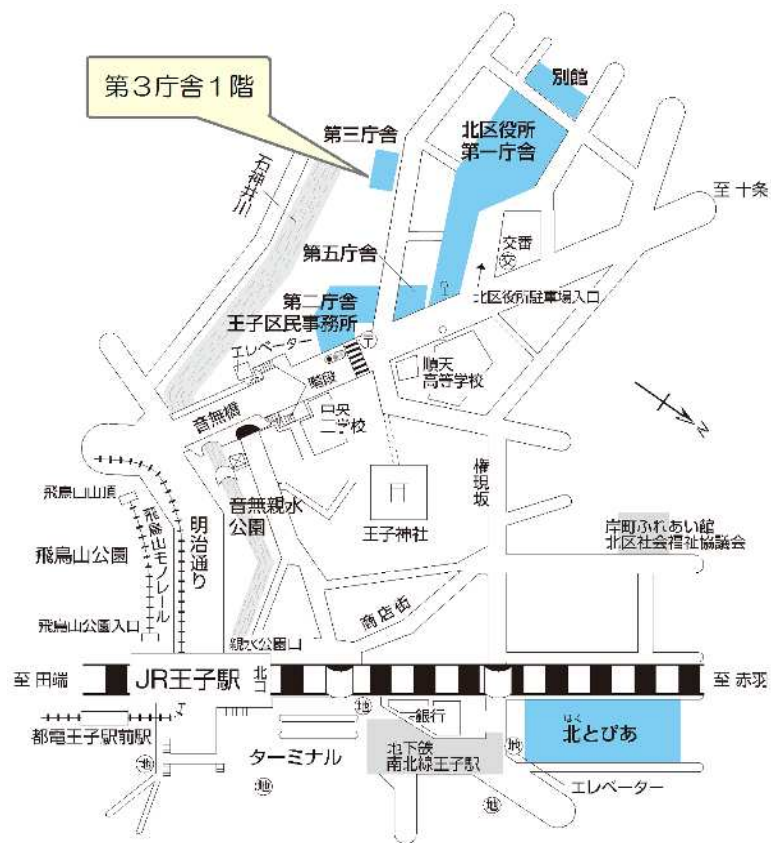
きたくせいかつふくしかそうだんかかり
北区生活福祉課相談係へ

でんわ ちょうつう
電話03-3908-1144（直通）

とうきょうときたくおうれいほんちやう
東京都北区王子本町1-4-14
きたくやくしよばい ちやうしや かい
北区役所第3庁舎1階

そうだしやよう
相談者用

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



2025.4 改訂